

## 外貨MMF(マネー・マーケット・ファンド)累積投資約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまと百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の外貨マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下、「外貨MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款にしたがって外貨MMFの累積投資に関する契約（以下、「この契約」といいます。）をお客さまと締結します。

### 第2条（契約の申込み）

- 1 お客さまは、次に掲げるコースごとに、この契約を申込みすることができます。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
米ドルMMF
豪ドルMMF
カナダ・ドルMMF
ニュージーランド・ドルMMF

- 2 上記1の申込みを受付けた場合、当社はこの約款を交付します。お客さまの当該申込みについては、当社がそれを承諾した場合に外貨MMF口座を開設します。
- 3 外国証券取引口座を開設されていないお客さまは、外国証券取引約款にもとづく外国証券取引口座の開設をしていただきます。

### 第3条（取引日）

- 1 この約款の取引日とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグ（さらに豪ドルの場合シドニー、カナダ・ドルの場合トロント、ニュージーランド・ドルの場合ウェリントン、オークランド）の銀行営業日であり、かつ、日本の金融商品取引業者および銀行の営業日です。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が特に必要と認める日には、外貨MMFの取得の申込みまたは返還の請求は受け付けません。

### 第4条（金銭の払込み）

- 1 お客さまは、外貨MMFの取得にあてるため、1,000口以上1口単位相当額の金銭（以下、「払込金」といいます。）を、それぞれの外貨または円貨で、その口座に払込むことができます。
- 2 上記1の規定にかかわらず、有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利または商品の果実、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨

にて支払われるもの等により外貨MMFの口座に払込む場合（追加取得の場合に限ります。）は、1口以上1口単位とします。ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。

#### 第5条（取得の申込み、時期および価額）

- 1 お客さまは、外貨MMFの取得を申込みする場合、申込金額とその払込通貨を明示して、所定の手続によりこれを行うものとします。
- 2 当社は、お客さまから取得の申込みが取引日の午後2時までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、午後2時を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨MMFをお客さまに代って取得します。また、お客さまから取引日以外の日を取得の申込みがあった場合、その翌取引日に当該申込みがあったものとして取扱います。
- 3 当社は、前項の申込みがあった場合、申込みがあった日の翌取引日までに払込金を受入れます。
- 4 上記2の取得価額は、申込日の基準価額（または純資産価格。以下同じ。）とします。
- 5 上記1および2の規定にかかわらず、当社は、申込日の1口あたりの基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額を下回った場合には、当該外貨MMFの取得の申込みに応じないものとします。
- 6 取得された外貨MMFの所有権ならびにその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものとします。

#### 第6条（保管等）

この契約によって取得された外貨MMFの保管、権利、名義等については、外国証券取引約款にしたがって取扱います。

#### 第7条（果実の再投資）

- 1 前条の保管にかかる外貨MMFの果実は、前月の各コースの最終取引日（その翌取引日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客さまに代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、当該お客さまの口座に繰り入れ、コースごとにその全額をもって当該最終取引日の前日の基準価額でお客さまに代って遅滞なく取得します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当月の最終取引日の前日の基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額を下回った場合には、最終取引日以降最初に取得にかかる基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額に復した計算日の翌取引日にお客さまに代って取得します。

## 第8条（返還）

- 1 当社は、お客さまから返還の請求が取引日の午後2時までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、午後2時を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各コースの外貨またはその円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客さまから取引日以外の日に返還の請求があった場合、その翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。
- 2 前項の請求は、外貨MMFについては1口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続によりこれを行うものとします。

## 第9条（解約）

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
  - (1) 証券取引約款第14条各号に定める場合
  - (2) 当社が外貨MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - (3) この契約にかかる外貨MMFが償還されたとき
- 2 この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨MMFおよび果実を第8条に準じてお客さまに返還します。

## 第10条（免責事項）

当社は、証券取引約款第43条に該当する場合にお客さまに生じた損害については、その責めを負わないものといたします。

## 第11条（他の約款の準用）

この約款に定めのないものは、証券取引約款、投資信託受益権等の累積投資取引約款および外国証券取引約款にしたがうものとします。

## 第12条（約款の変更）

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019年2月